

○愛知県環境審議会廃棄物部会（2025年2月14日開催）における委員意見等への対応

No.	意見	対応等
1	税制の目的である最終処分量の減少は進んでおり、税制度は有効に機能している。税収確保の側面、税率なども含めて、基本は現状維持でよい。減っていく税収をどう有効に使うかが1つのポイント。	以下内容に関する記述を、報告書（素案）に記載しました。 ・現行制度の継続実施：25ページ及び29ページ ・税率：25ページ、26ページ及び29ページ ・税収減への対応：27ページ、28ページ及び30ページ
2	税制に対しては非常に適正に運用されており、機能もしていると判断した。このまま継続で構わない。	
3	税制が有効に機能し税収下がるのは好ましいが、税収を環境施策に使うという意味で下がるのは好ましくない、という現象が起きていることは分かる。税率は他県と足並み揃える必要があるが、将来的に上げるとすれば、どの程度、税収が確保され、最終処分量が減少するかのシミュレーションを行い、繊細な議論をする必要がある。現状は、今のままでよい。	
4	税率を1県だけ上げると周りに不法投棄等、何らかの影響が発生することも考えられ、なかなか動かしづらいのが実状。	
5	マテリアルフローでいう上流側に資源を流すことが大事。国でも議論されており、質の高いリサイクルが、いかにサーキュラーエコノミーの中でできるのかということが重要なポイントになる。社会の上流側に自然資源をリプレースする、流すというところまで追わないと、よい方向のリサイクルに回すということに繋がらない。	報告書（素案）の27ページ及び30ページに、サーキュラーエコノミーへの転換を図り、資源生産性及び循環利用率を高める取組を推進する記述を記載しました。
6	経済活動との関係もあるので、資源生産性についてデータ整理することが重要。リサイクル率もインプット、アウトプットで考えることが大事。	
7	CO ₂ を抑制しつつ最終処分に持っていかない、という観点から、今後の方策、施策を考えていくことが必要。焼却施設への搬入に対する課税について、九州地域の6県が導入しており、愛知県も勉強してもいいかと思う。	焼却施設への課税は、九州地方一帯において制度創設時（2005年度）に各県連携を図り、リサイクルへ誘導する目的で導入されたものであります。 焼却施設への新たな課税の導入はCO ₂ 削減に寄与する可能性はあるものの、CO ₂ 削減を目的として焼却施設に課税することは、他との公平性の観点から難しいと考えられます。また、焼却による適正処理を推進している感染性廃棄物や有機塩素化合物などもあることから、慎重な検討が必要と考えます。引き続き、国や全国の自治体の動向を注視していきます。
8	再生利用率が2013年以降、長期的に見て減少している理由は何か。	本県で廃棄物発生量の多い鉱さい、がれき類、汚泥、金属くず、動物のふん尿、ばいじんの品目毎の再生利用率は、年度の増減はあるものの概ね横ばいとなっております。このうち、再生利用率が高く（約95%）、かつ再生利用量の多い鉱さい、がれき類の発生量が減少傾向にあることから、全体の再生利用率が微減となっております。（参考：産業廃棄物の種類別処理状況は報告書8ページに記載）
9	災害発生時における災害廃棄物対策として、愛知県はどのようなシミュレーションでどういう対策をとるか検討していただきたい。	災害廃棄物は、通常の事業活動に伴って発生したものではないことから、原則として一般廃棄物であり、本県では、愛知県災害廃棄物処理計画を策定し対応することとしております。本計画において、発災後の応急対策や復旧・復興対策が迅速かつ適正に行われるよう、市町村への情報提供や技術的支援はもとより、広域的な観点から、市町村間や民間事業者、国及び他県との連携により対応することとしております。

○本県の資源循環を取り巻く状況の報告書への反映事項

近年の本県を取り巻く資源循環の状況を勘案し、報告書案の「4 今後のあり方についての検討」(P.25～)及び「5 まとめ」(P.29～)において、以下内容を記載した。

- ・3Rの進展や公共関与最終処分場の搬入抑制などによる最終処分量の減少に伴う税収減が見込まれるため、必要な施策に、限られた財源を重点的かつ効率的に充当する。
- ・循環型社会の構築に向け、サーキュラーエコノミーへの転換を図り、資源生産性や循環利用率を高める取組を推進する。
- ・最終処分場の安定的な確保に向け、新たな公共関与による最終処分場の設置促進を図る。